

第3章 重点区域の設定

第1節 重点区域の位置及び区域

1 位置及び区域

下諏訪町における歴史的風致の維持向上を効率的に図るため、特に歴史的風致の維持向上を推進すべき区域を設定して、重点的に施策を展開します。

重点区域の設定にあたっては、下諏訪町の成り立ちの起源の一つである国指定重要文化財の諏訪大社下社秋宮及び春宮を頂点とした江戸時代から言われる「三角八丁」のエリアを特に重要なコアの地区とし、それに加えて歴史的風致を色濃く伝える周辺区域についても歴史的風致の維持向上を図る必要があります。

「三角八丁」地区は、中山道と甲州道中が合流する下諏訪宿が古くから発達して良好な市街地が形成されていますが、現状では歴史的な町並みや建造物が失われつつあり、歴史的風致の維持向上が特に必要な区域です。

「三角八丁」地区の2辺は中山道であり、3辺が御柱祭や遷座祭の催行路でもあり旧街道沿いの歴史的景観や下諏訪町の特色ある伝統文化を受け継ぐ人々の活動等を特に色濃く保存している区域です。また、この「三角八丁」は、諏訪大社の祭礼に関わる歴史的風致、道中長持ちに係る歴史的風致及びに騎馬行列に係る歴史的風致のそれぞれの人々の活動が特に活発な区域でもあります。

そこで、下諏訪町のまちづくりの指針である下諏訪町都市計画マスタープランに計画する「重点的にまちづくりを進める地区の指定」の方針に基づき、この「三角八丁」地区を地域における重点区域の核とします。

また、「三角八丁」地区に加え、甲州道中沿線の鎌倉街道があったと伝えられる里山市街地の周縁と内水面漁業を伝える諏訪湖のかつての湖岸とに挟まれた「甲州道中沿線」エリアについても、高木津島神社や富部若宮神社等の歴史的建造物を中心に、道中長持ちの歴史的風致や小宮祭の歴史的風致の人々の営みが色濃く伝えられ、「三角八丁」地区と連携して歴史的風致の維持向上が必要であるため、「三角八丁」地区に加えて「甲州道中沿線」地区を重点区域として指定します。

「三角八丁」地区の範囲

○ 国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮を中心とした地域

この地域は、国指定重要文化財諏訪大社下社秋宮、長野県指定史跡青塚古墳、下諏訪町指定遺跡下諏訪宿本陣遺構、下諏訪町指定建造物鋏焼地蔵尊堂、下諏訪町指定記念物専女の櫓、下諏訪町指定記念物諏訪大社下社秋宮社叢のほか、綿の湯跡、下諏訪町立歴史民俗資料館、下諏訪町立今井邦子文学館などの歴史的建造物が分布し、長野県指定民俗文化財諏訪大社の御柱祭り及び諏訪大社遷座祭、諏訪大社御舟祭りが催行され、中山道下諏訪宿の町並みが残される地域です。この地域では町内会組織を母体とした住民主体のまちづくり活動が特に盛んであるため、町内会の境界を範囲としています。

○ 国指定重要文化財諏訪大社下社春宮を中心とした地域

この地域には、国指定重要文化財諏訪大社下社春宮、長野県指定工芸品慈雲寺梵鐘、町指定建造物慈雲寺山門及び本堂、町指定建造物春宮下馬橋、町指定記念物天佳松、町指定彫刻万治の石仏等が分布し、これらを核とした周辺地域を範囲としています。

○ 中山道沿線及び三角八丁の地域

中山道沿線の地域には、春宮大門石燈籠、下諏訪町指定遺跡魁塚（相楽塚）、中山道下諏訪宿高札場跡、伏見屋邸、中山道五十五里塚跡、竜の口などの歴史的建造物等が分布しています。春宮大門石燈籠から秋宮へかけては、街道沿いの街並景観を保全形成するため、参道から概ね住宅1敷地分の範囲により範囲を設定しています。秋宮から春宮へかけては、中山道沿線背後の山林地の背景環境の保全に必要な範囲として国道142号線までを範囲としています。

また、諏訪大社門前町として発達してきた、御柱祭の御柱や遷座祭の御輿とお舟の曳行路に沿った三角八丁（さんかくばっちょう）と呼ばれる区域は、建てぐるみ住宅の建築様式、春宮大門大鳥居、青雲館などの歴史的建造物が点在する地域であり、参道の歴史的風致の向上のため、参道から概ね住宅1敷地分の範囲により範囲を設定しています。

「甲州道中沿線」地区の範囲

○ 甲州道中沿線の地域

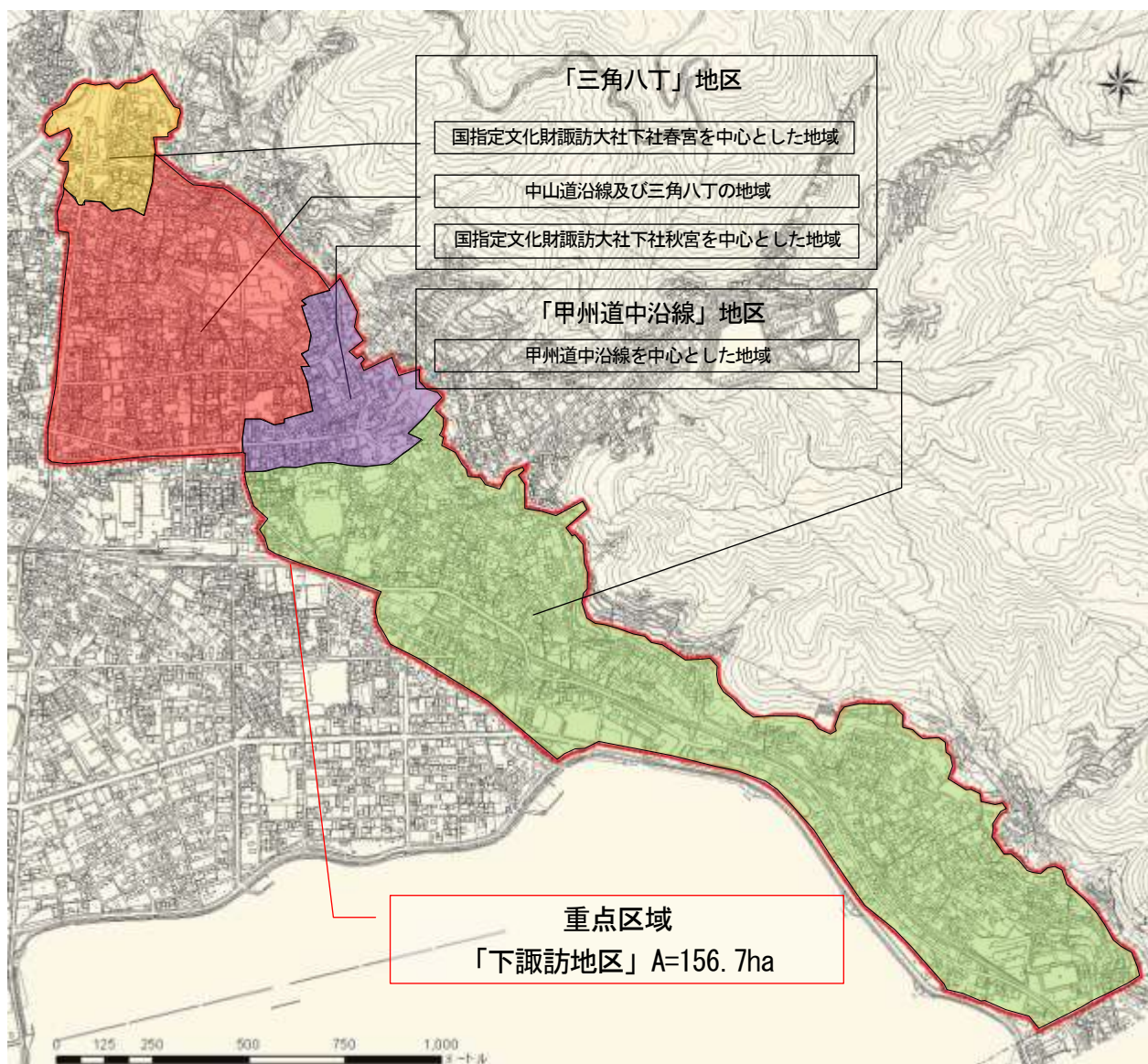
甲州道中沿線の区域については、元禄7年(1697)建築の津島神社、甲州道中茶屋橋本屋(政屋)、町指定文化財島木赤彦住居、若宮神社、岡村家住宅等の歴史的建造物と、下諏訪町の歴史文化を発信する中心拠点である下諏訪町立諏訪湖博物館赤彦記念館が位置し、津島神社や若宮神社を中心に道中長持ちの歴史的風致及び小宮祭の歴史的風致が良好に維持されている区域です。

区域の範囲は、三角八丁の区域の南東部から接続する甲州道中を中心線とした、鎌倉街道があったと伝えられる里山の周縁と諏訪市との行政境までの区域と諏訪湖側は独特の内水面漁業を伝える諏訪湖のかつての湖岸線と、古くからの集落と新興の住宅地との境界であり、土田遺跡や梶原塚などの歴史的資産を囲む線である一級河川承知川及び国道20号並びに町道馬場3号線に挟まれた区域を重点区域の範囲としています。

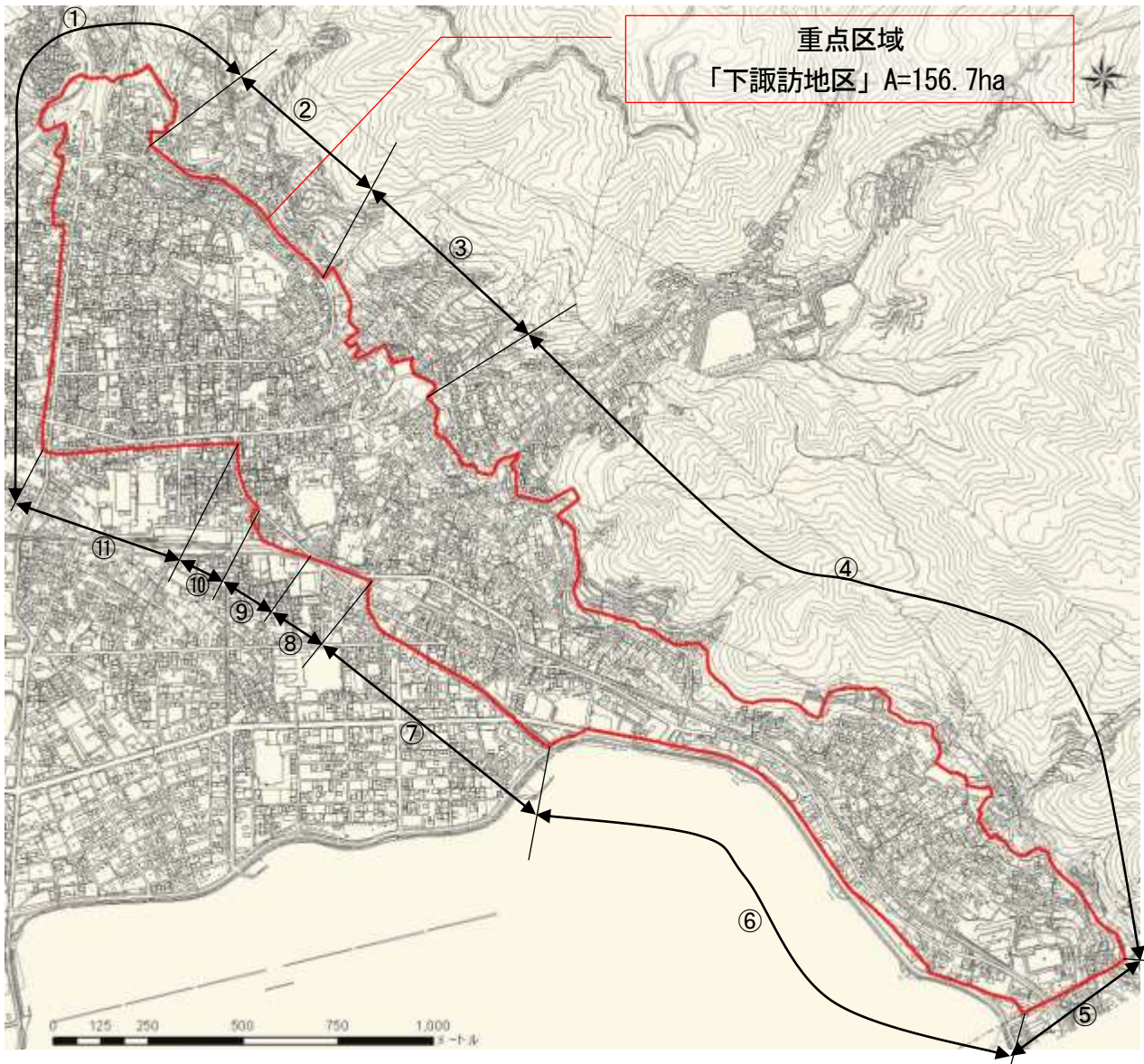
(1) 名称：下諏訪地区

(2) 面積：156.7ha

位置及び区域は下図のとおりです。



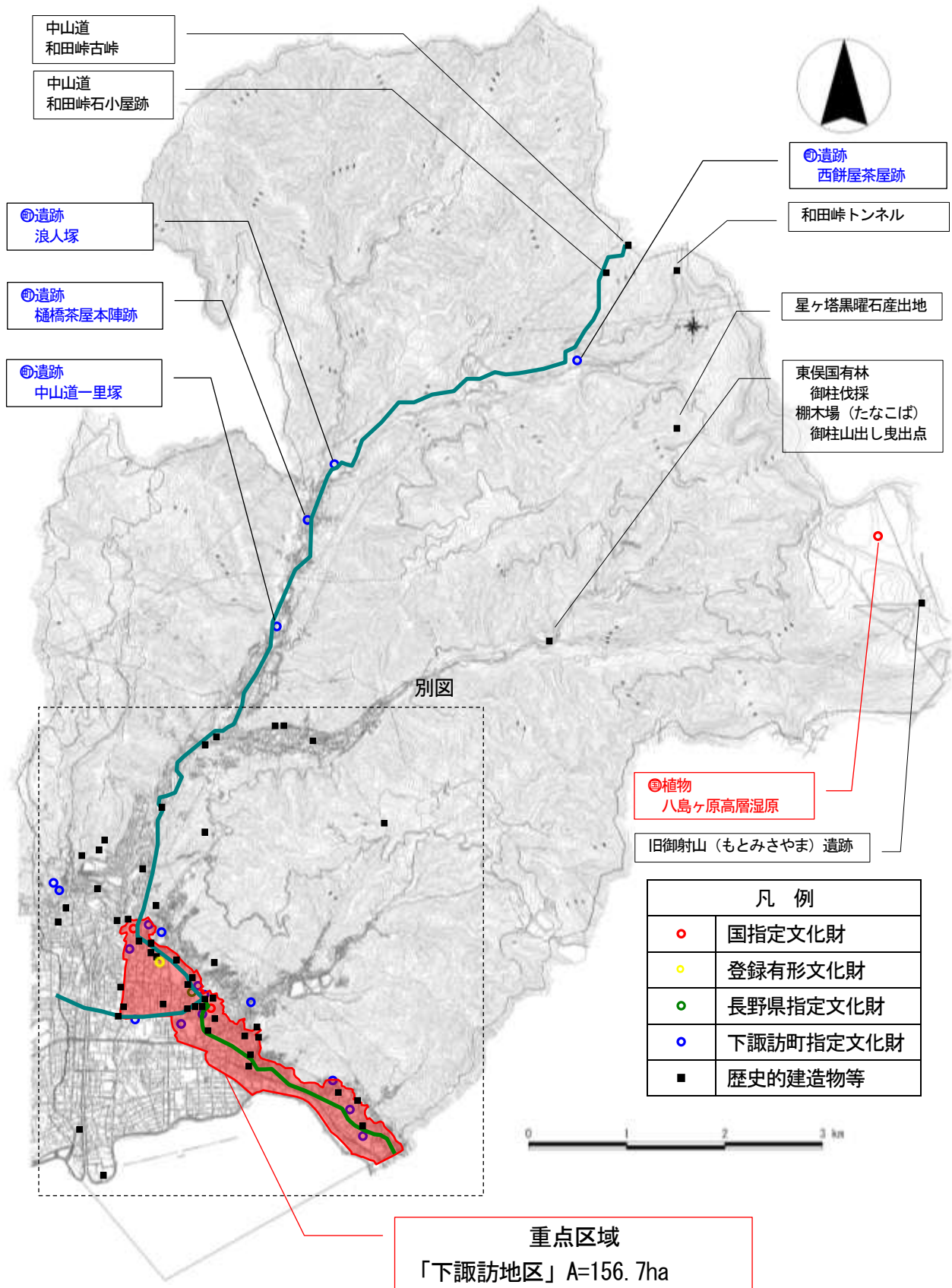
重点区域境説明図



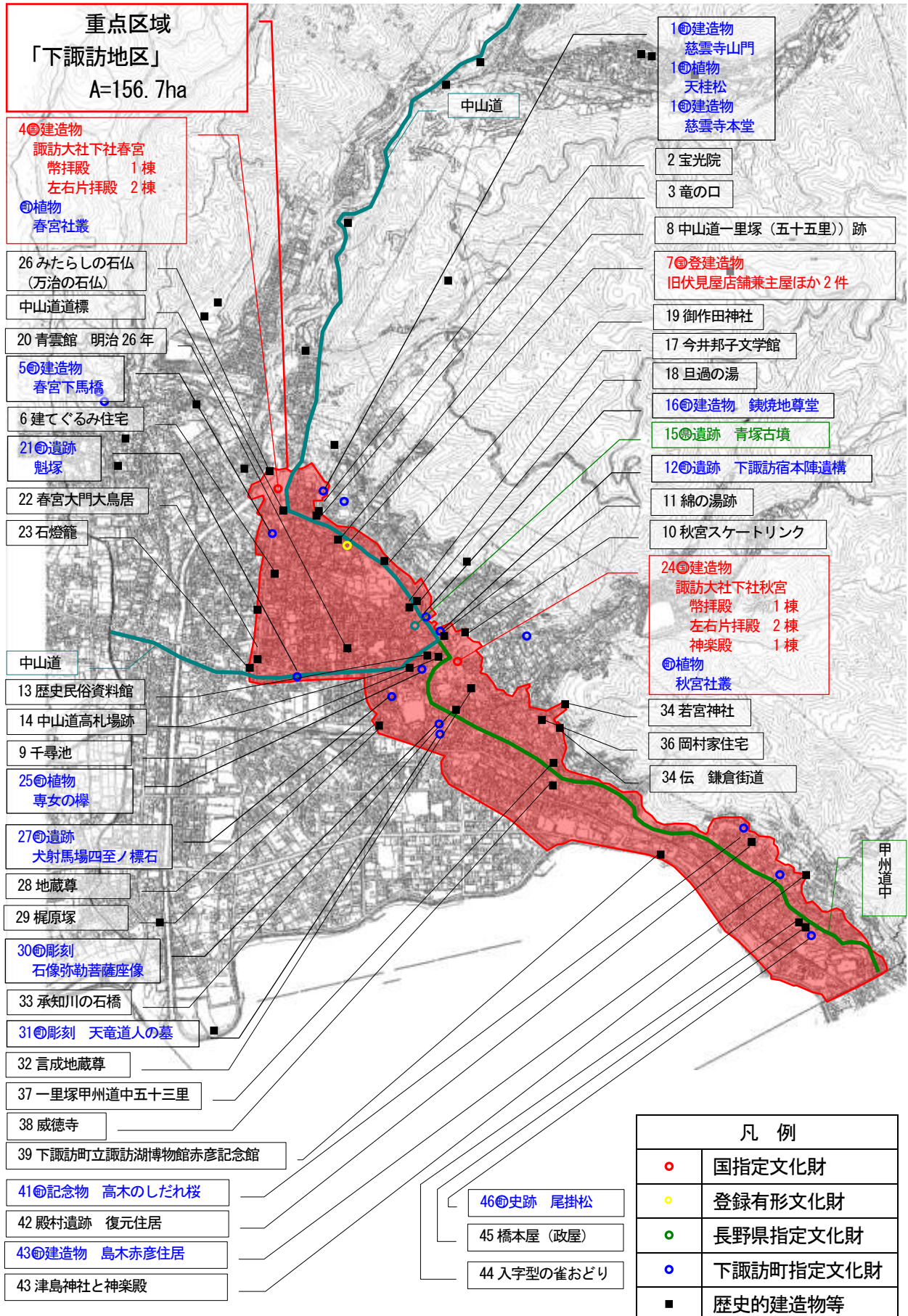
番号	説明
①	下諏訪町景観計画「春宮沿道地区」界
②	国道142号
③	下諏訪町景観計画「下諏訪宿景観形成重点地区」界
④	鎌倉街道と伝えられる線
⑤	行政界（諏訪市）
⑥	かつての諏訪湖岸線
⑦	一級河川承知川
⑧	国道20号
⑨	町道馬場3号線
⑩	国道20号
⑪	町道相楽塚通り線（中山道）に面する建築物1敷地相当の線

2 重点区域における文化財等

重点区域における文化財等の分布状況



別図



重点区域内に分布する文化財等の概要

番号	名称	概要
1	慈雲寺 ◎工芸品 梵鐘 ◎建造物 山門 ◎植物 天桂松 ◎彫刻 日根野織部正高吉の五輪塔	正安2年(1300)創立の臨済宗の古寺。現在の建物は、文化5年(1808)再建、境内には墓碑、石造物、建造物等の文化財が点在している。 梵鐘は長野県指定文化財、山門・天桂松・日根野織部正高吉の五輪塔が下諏訪町指定文化財
2	宝光院 ◎彫刻 薬師如来立像	修験道道場、宝暦4年(1754)開講。薬師如来像はもと諏訪大社下社春宮の和光山観照寺の本尊。
3	竜の口	中山道から慈雲寺入り口の石段の右脇にあり、中山道を通る旅人ののどを潤した。文政8年(1825)作の石彫。
4	諏訪大社下社春宮 ◎建造物 幣拝殿 1棟 左右片拝殿 2棟	国指定文化財の幣拝殿1棟及び左右片拝殿2棟は安永6年(1777)築、その他筒粥殿、万治2年(1659)建造の石の大鳥居、天保4年(1833)作の大鳥居前の石灯籠などの建造物が境内に点在する。
5	◎建造物 諏訪大社下社春宮下馬橋	天正6年(1578)造営、元文年間(1736頃)の修造といわれ、切り妻造りの古い建築様式を残す建造物。この橋より奥は神域で、馬上の人は馬を下りて、橋の下を流れる御手洗(みたらし)川で身を清めて参拝したと言われる。
6	建てぐるみ住宅	土蔵を母屋に接続させて両方を同じ屋根の下に組み込んだ家を「建てぐるみ」と言われる。
7	東町の伏見屋邸 登録有形文化財 旧伏見屋店舗兼主屋ほか	明治20年(1887)建築。このころの当主はこのあたりで最初に器械製糸を創業した家である。部屋数も多く、造作も豪華で明治時代の商家の代表例である。
8	中山道五十五里塚跡	中山道の南側にあったが、明治初年の消滅して、昭和になって石碑が建立された。
9	千尋池	鎌倉時代まで付近一帯が湿地であったといわれる。江戸時代に甲州道中が通じて下諏訪宿の街が拡大したため、池は狭められた。この池に投げ込まれていた「売神祝ノ印(めがみほうりのいん)」(国指定重要文化財)が天文年間(1532~1554)に拾い出された。
10	秋宮スケートリンク	明治42年(1909)に水田をリンクとして設置された。大正11年2月ここで我が国初のフィギュアスケート公式競技会が開催され、翌12年には国内初のアイスホッケー公式競技会が開催された。
11	綿の湯跡	女神様が、上社からお持ちになった湯を含ませた化粧用の綿を置いたところ湯が湧き出したという伝説がある。心のやましい者が入ると湯が濁るとも言われる。 また、この場所には6坪ほどの下諏訪宿の間屋場(会所)があり、宿つぎの公用書状の通送、輸送人馬の配置、助郷(すけごう)人夫の賃金会計などを行った。
12	◎下諏訪宿本陣遺構	文久元年(1861)の図面では、建家280坪(926㎡)、畳数232畳、他建物並びに庭545坪、総坪825坪(2,727㎡)と記され、大名・幕府役人の宿泊に使われ、その運営費用は問屋業の収益でまかなわれた。
13	下諏訪町歴史民俗資料館	建物は明治初年に建てられたものであるが、江戸時代の宿場商家の特徴を残している。表は「縦繁格子(たてしげごうし)」の「出格子造り」で、大戸を入ると「見世」と呼ばれる広い板の間、裏庭へ通ずる土間など宿場の典型的な造りである。 陳列資料は、下諏訪宿・和宮様ご下向・樋橋合戦・偽官軍事件など。
14	高札場跡	お触れ書きや在任の罪状などを掲示する場、問屋場前から友之町境へ移った。
15	◎遺跡 青塚古墳	諏訪地方唯一の前方後円墳、石室は横穴式であるが、古くが発掘により遺物などは不明。古墳の周囲から円筒埴輪も発見され、築造時期は7世紀頃と思われる。
16	来迎寺 ◎建造物 鍔焼(かなやき)地藏尊堂 ◎彫刻 鍔焼地藏尊	天文10年(1541)開山の浄土宗寺院。和泉式部の幼少の頃にまつわる伝説があり供養塔も建てられている。その守り本尊の鍔焼地藏尊がある。

17	今井邦子文学館	江戸時代に茶屋を営んでいた「松屋」を当時の面影を可能な限り再現して建設した文学館。 今井邦子は、「明日香」を創始した歌人で、亡き後も弟子たちによって「明日香」が引き継がれて活動されている。
18	旦過湯	慈雲寺旦過寮があった所、下諏訪三湯（綿の湯、小湯、旦過湯）の中で最も高温で、傷・吹き出物に効果があるという。
19	御作田神社	諏訪大社下社の撰社。諏訪大社下社の田植祭はこの神田で6月30日に行われ、この稲は60日で穂となるという不思議な伝説が伝えられ、これは下社七不思議のひとつとなっている。
20	青雲館	諏訪八十八箇所霊場の第五十四番礼所で行屋でもあった。明治26年(1893)12月に青雲館が建てられ、当時は下諏訪最大の集会所であった。
21	㊦遺跡 魁塚	維新の魁をした人々の供養塚ということで魁塚と名付けられた。慶応4年(1868)3月3日相楽総三以下8人の赤報隊幹部が官軍幹部との意思の疎通を欠き行き違いを生じたことから偽官軍の汚名を着せられ、ここで斬首された。住民の人々によって毎年4月3日に慰霊の神事が行われている。
22	春宮大門大鳥居	明治25年(1892)7月30日建立の唐金鳥居。建立寺には鳥居前に一對の銅燈籠があったが戦時供出により現存しない。
23	石灯籠	文政12年作の高さ6mの石燈籠。燈籠に火が入ると諏訪湖から見え、人々はこの灯火を目印にしたといわれる。
24	諏訪大社下社秋宮 ㊦建造物 幣拝殿 1棟 左右片拝殿 2棟 神楽殿 1棟	古来、諏訪大社下社は諏訪大社上社とともに信濃之国一之宮、全国一万余社の分社を持つ諏訪神社の総本社として栄えている。境内には、国指定重要文化財の幣拝殿1棟、左右片拝殿2棟、神楽殿1棟のほか、夜になると枝を下げて寝ると言われる「寝入りの杉」や御宝殿の四隅に建てられた御柱などがある。
25	㊦植物 専女の櫓	高さ30m、目通り周囲6m、町内有数の巨木。
26	万治の石仏	諏訪大社下社春宮の石の大鳥居と同じ石工が彫ったと伝えられる。岡本太郎氏が世に出した石仏として有名で、昨年は首が伸びる仏様としてテレビでも紹介され、観光客が多く訪れる。
27	㊦遺跡 犬射馬場四至の標石	鎌倉時代に、諏訪神社の練武として、また神事として行われた犬追物などの武技の馬場を示すため四隅に置かれた標石。
28	地蔵尊	出世・子育て地蔵。献花や供物が絶えない。
29	梶原塚	諏訪大社下社大祝金刺盛澄が源頼朝の信任厚かった梶原平三景時の供養のため宝剣を埋めて作ったとされる塚。
30	㊦彫刻 石像弥勒菩薩座像	背に天正二年(1574)甲戌十月二十八日の銘があり、諏訪地方でも最も古い銘がある石像であると言われる。
31	㊦彫刻 天龍道人の墓	天龍道人(1718~1810)の自書による墓碑
32	言成地蔵尊	誰の願いも言いなりに叶えてくれるという地蔵尊。
33	承知川の石橋	表面に刻まれた煉瓦模様は、防滑とも武田信玄の埋蔵金の隠し図とも言われる。 武田信玄が川中島の合戦に際し諏訪神社の千手観音に戦勝の祈願をし社殿の建て替えと三重の塔の建立を約した。合戦の帰路、武田信玄の馬がこの橋を渡ろうとすると立ち止まって動こうとしない、信玄は約束を思い出し下馬して「神のお告げ承知つかまつり候」と申し上げたという。このことからこの川の名前を承知川と呼ばれるようになったと伝えられる。
34	伝 鎌倉街道	高木、富部若宮神社前、武居、諏訪大社下社秋宮裏、慈雲寺裏、砥川を渡り、東山田へと通じていた。
35	若宮神社	祭神は建御名方命(たけみなかたのみこと)と八坂刀売命(やさかとめのみこと)との御子、十三神、天照皇大神が合祀される。
36	岡村家	諏訪高島藩鷹匠の住居。建物は幕末頃のものと言われ、この地方では珍しい曲屋風造り建築。
37	一里塚(甲州道中五十三里)	甲州道中の江戸日本橋から五十三里、甲州道中最後の一里塚。
38	威徳寺	昭和35年(1960)頃から布教を開始した。
39	下諏訪町立諏訪湖博物館赤彦記念館	登録有形民俗文化財諏訪湖の漁撈用具及び船大工用具ほかの文化財が保存展示されている。

40	㊦建造物 島木赤彦住居（柿陰山房「赤松・クルミ」を含む）	アララギ派の歌人島木赤彦(1876~1926)の旧宅。文化・文政年間(1804~1829)の建築と推定され、ほぼその当時のままの姿を今に伝えている。
41	㊦記念物 高木のしだれ	桜樹齡約300年と言われる淡紅色のシダレザクラ。
42	殿村遺跡 復元住居	縄文時代中期から弥生時代、奈良平安時代、中世の住居址などが検出され、それに伴う遺物が多量に出土し、竪穴式の復元住居が建てられている。
43	津島神社と神楽殿	本殿は元禄7年(1697)造営と伝えられ、神楽殿は天保4年(1833)4月13日に上棟されている。
44	入字型の雀おどり	この形式の民家が数軒、現在も大切に手入れされている。
45	橋本屋（政屋）	明治時代に甲州道中の道中茶屋として栄えた。表は千本格子で、二階は出梁作りとなっており、現在各種催し物会場として活用されている。
46	㊦史跡 尾掛松	ヒノキ科ビャクシンで、約300年前に枯死したものの、樹齡約千年と推定される枯木。神木として甲州道中の旅人も必ず参拝したと伝えられる。

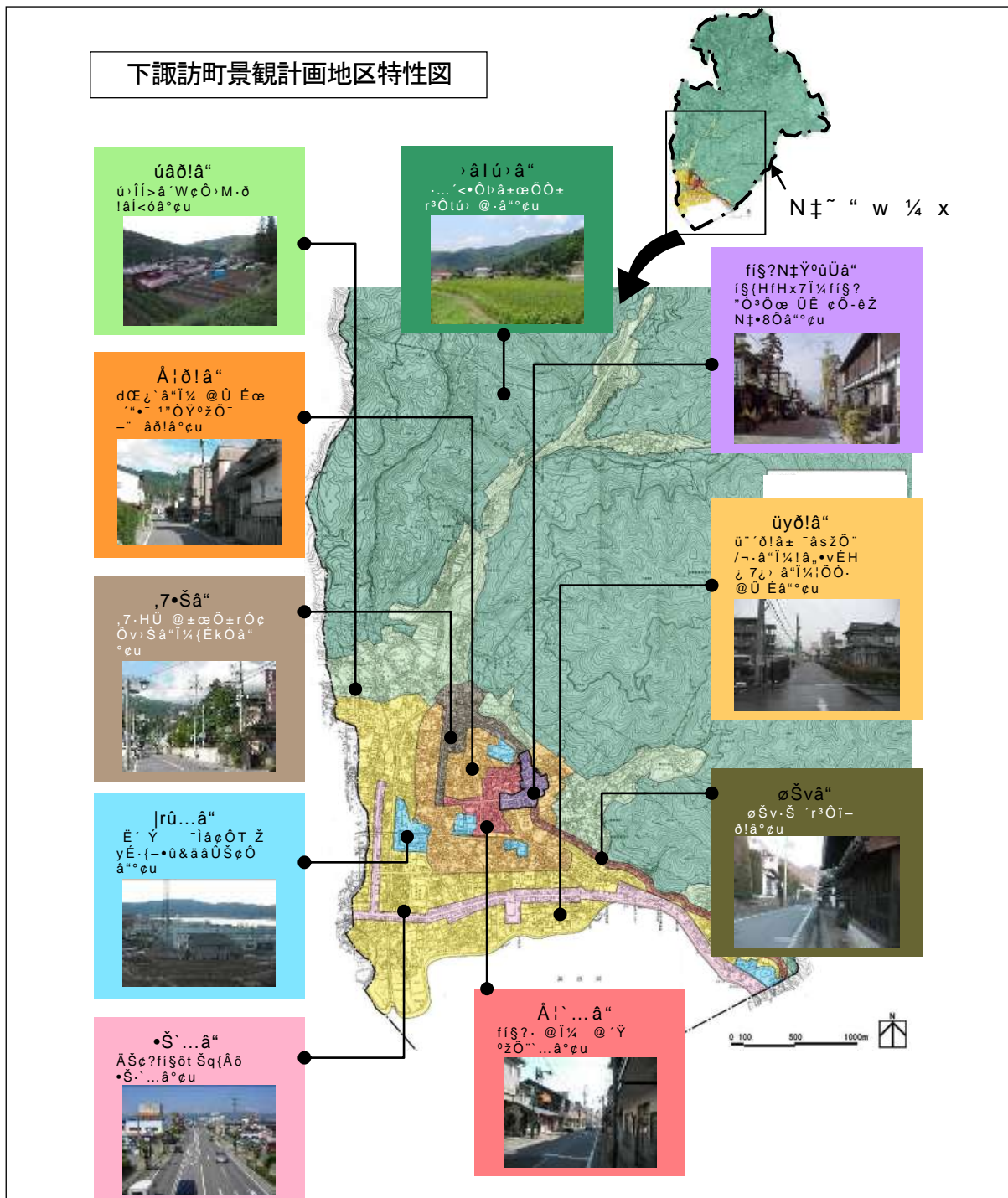
第2節 良好な景観の形成に関する施策との連携

1 重点区域における景観計画の活用

平成24年3月に下諏訪町景観条例を施行し、平成24年8月に下諏訪町景観計画を発効して、これに基づき諏訪湖水面を除く下諏訪町全域を景観計画区域に指定し、歴史的風致の維持向上のための景観誘導及び規制の取り組みを行っています。

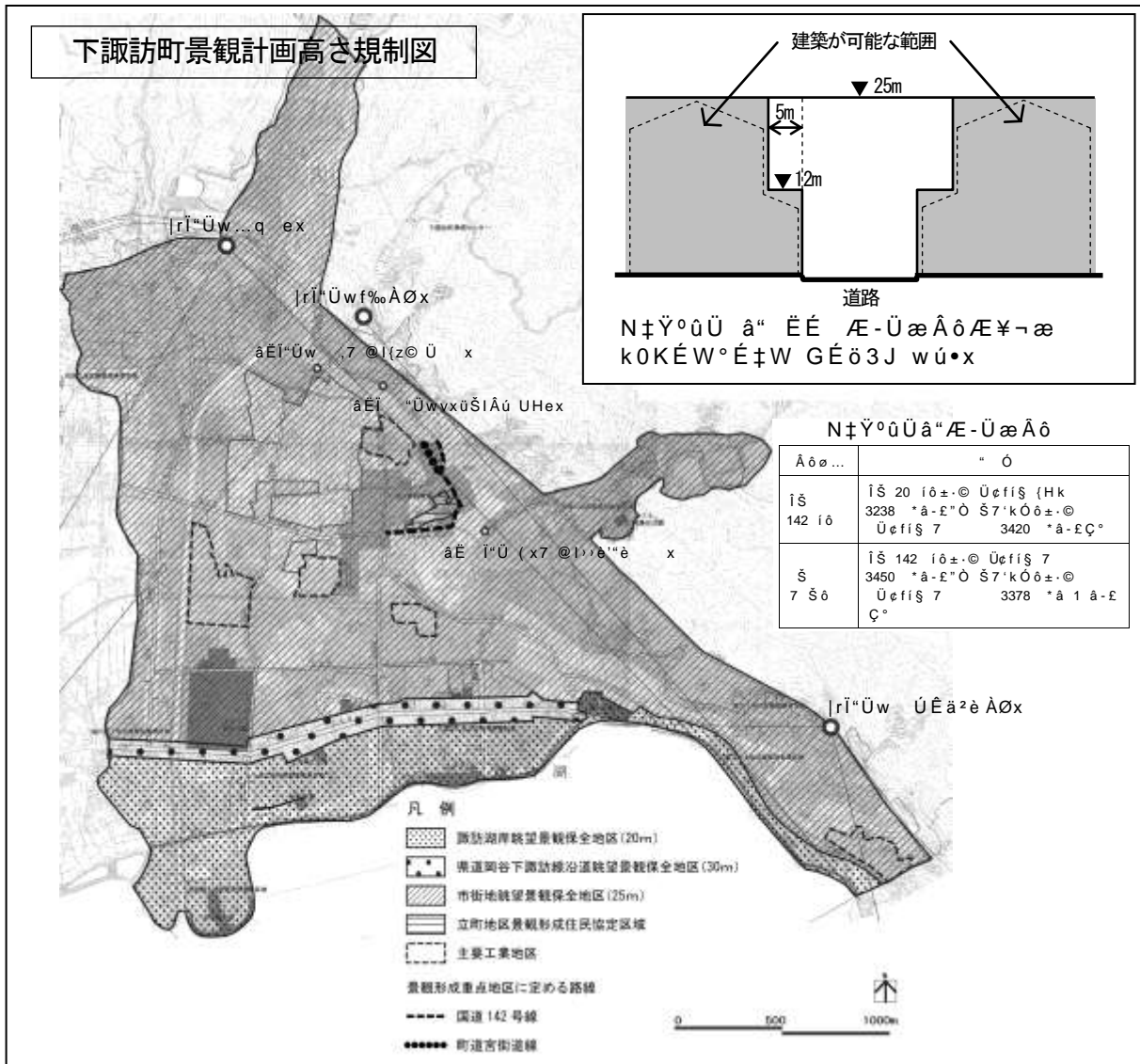
(1) 地区区分による景観誘導及び規制の取り組み

下諏訪町内をそれぞれの景観特性により、10の地区区分を指定し、特に重点区域内においては、下諏訪宿景観形成重点地区、春宮（諏訪大社下社春宮）沿道地区、甲州道中地区を設定して歴史的景観形成を推進しています。



(2) 高さ規制による取り組み

下諏訪宿景観形成重点地区内においては、建築物の高さを12mに規制しています。その他の重点地区内においては、20mまたは25mに高さ規制をして諏訪湖や市街地の眺望を保全します。



(3) 建築物の形態・意匠の規制による取り組み

下諏訪宿景観形成重点地区においては、建築物の形態・意匠について歴史的町屋建築様式またはこれに調和するものを基準としています。その他の区域においても伝統的様式の建築物による町並みが形成されているとおりにについては歴史的町並みに調和する形態・意匠に努めるよう求めています。

(4) 景観重要樹木の指定による取り組み

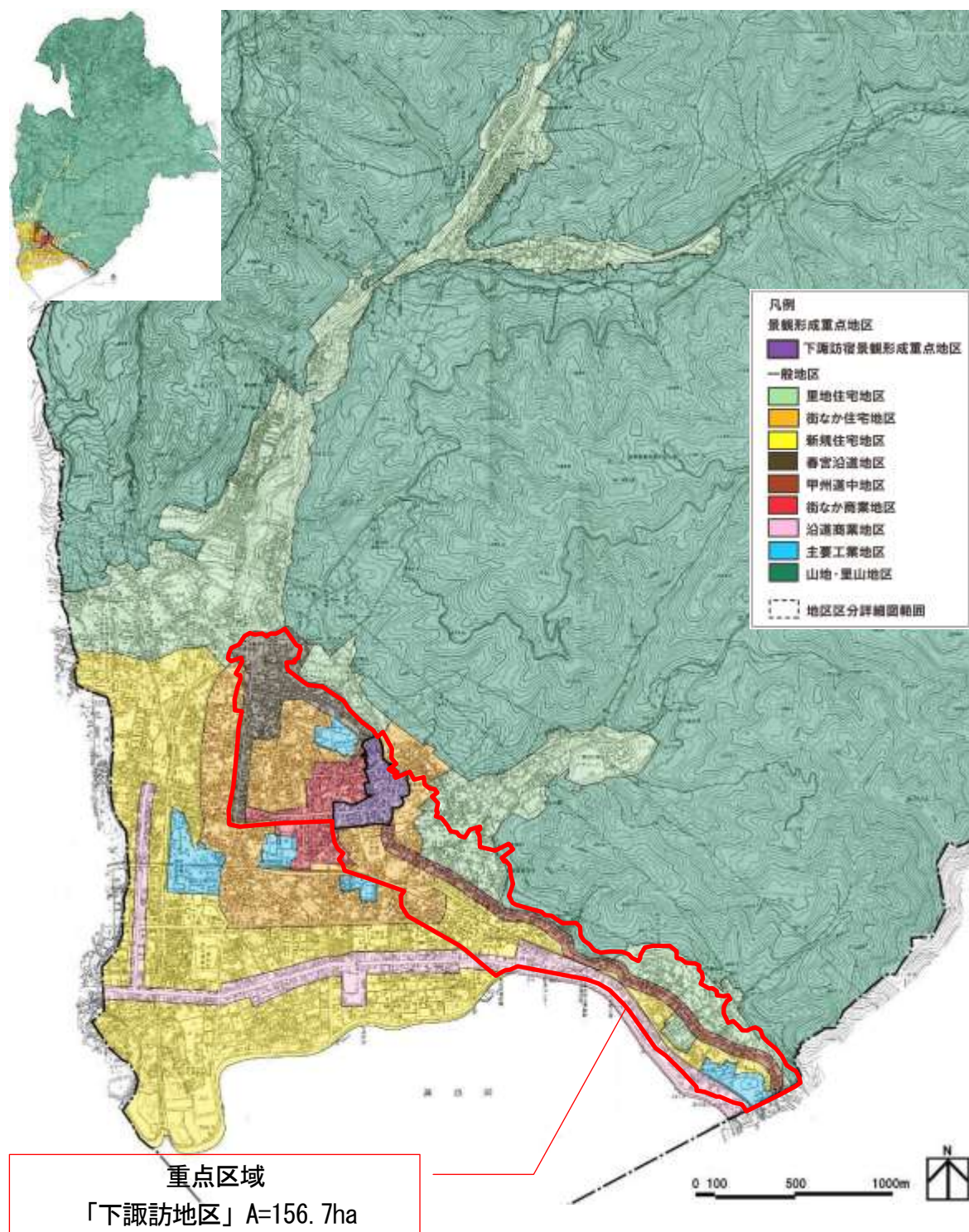
景観の要となる下諏訪町の歴史を伝える樹木について、景観重要樹木に指定して保全管理及び活用を図るよう方針を定めています。

(5) その他の規制の取り組み

建築物の配置については通りと町並みに調和した配置であること、外観の色彩については

色彩基準を定めて町並みの歴史的景観形成を推進しています。

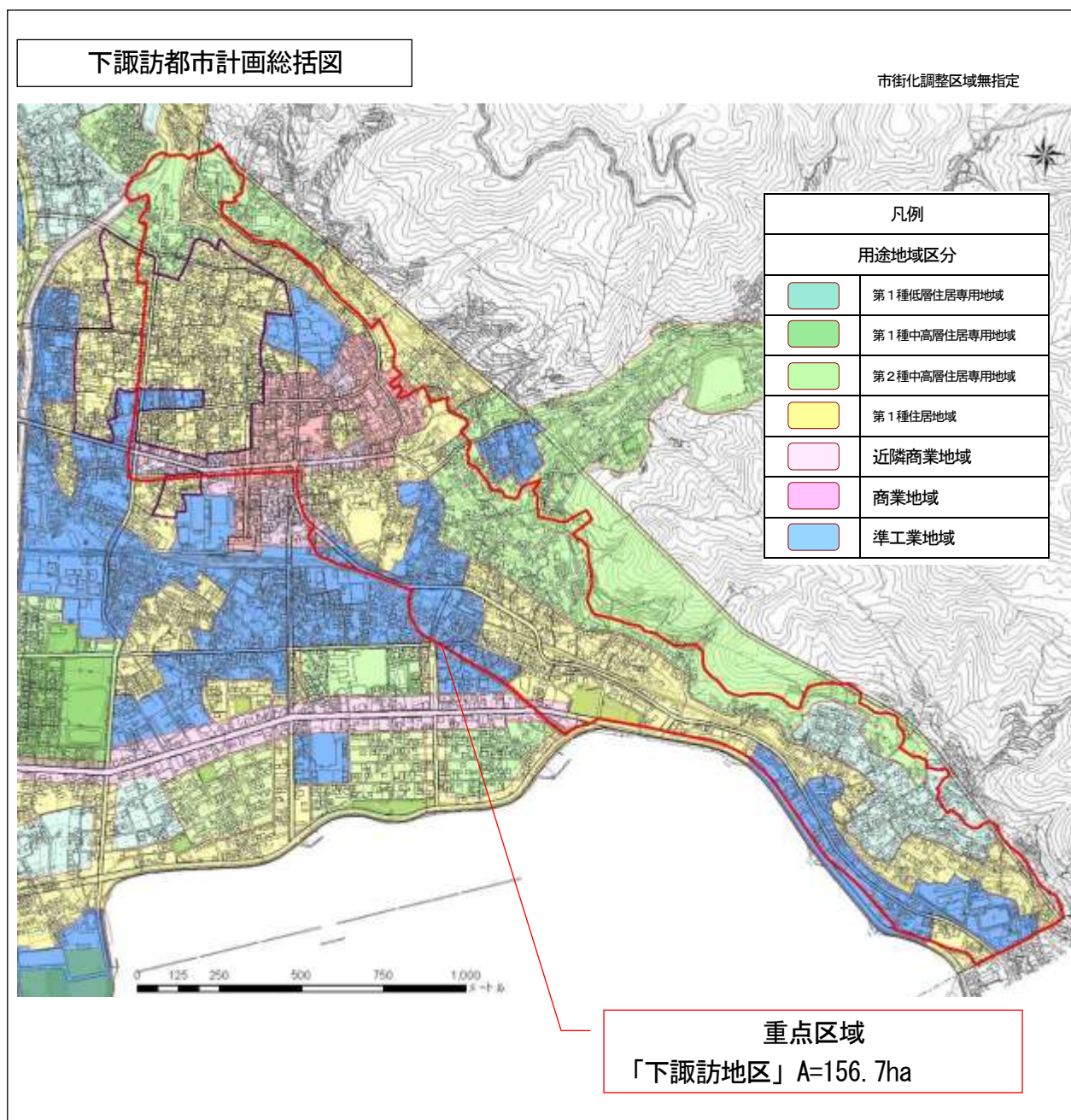
下諏訪町景観計画地区区分図



2 重点区域における都市計画の活用

現在、重点地区内においては、用途地域による建築行為などの規制以外の取り組みはありませんが、今後歴史的風致の維持向上の趣旨を広くに周知しながら、住民との議論や合意形成を通じて、本計画に沿った歴史的風致維持向上地区計画の決定、景観計画に沿った高度地区の設定、または歴史的景観や町並みを保全するための地区計画等の都市計画を導入する必要があります。

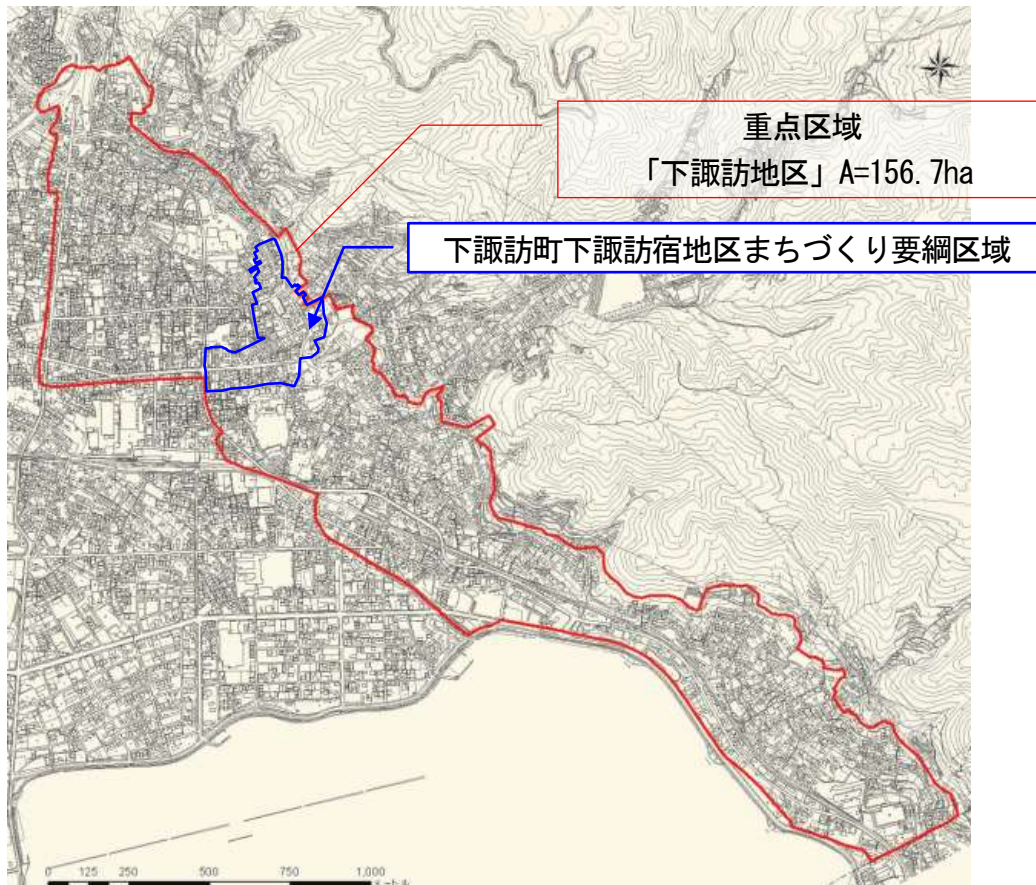
また、屋外広告物の規制についても、長野県から権限委譲を受けて下諏訪町独自の屋外広告物の規制のための条例による、歴史的景観保全のための規制及び誘導が必要です。



3 その他の取り組み

下諏訪町景観計画のほか、重点地区内において歴史的景観や町並みの保全を目的とした「下諏訪町下諏訪宿まちづくり要綱」及び住民主体のまちづくり協定が締結された区域については、これらにもとづいて、建築物の建築計画について、助言と指導を行っています。

① 下諏訪町下諏訪宿地区まちづくり要綱（平成19年9月1日施行）



この要綱は、下諏訪宿周辺地区の歴史的な町並みとその環境を保全し、ゆとりとうるおいのある住環境整備のためのまちづくりを推進するため、街なみ環境整備事業に係る下諏訪宿周辺地区のまちづくりに関し以下のような必要事項を規定しています。

- ◇土地所有者等の協力
- ◇歴史的環境保存計画及び住宅環境保全計画の策定
- ◇建築物等の整備及び維持管理に関する事項
- ◇地区施設等の維持管理に関する事項
- ◇まちづくり協定等の締結
- ◇現状変更行為の届出

② 住民協定等

重点区域内には、4件の住民協定並びにまちづくり協定が締結されています。



名称：立町地区景観育成住民協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成 5 年 12 月 23 日		平成 6 年 2 月 4 日
概 要		
<p>街づくり基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 階数は3以下、高さ12m以下とする。 外壁色は白、またはベージュ系を基準とする。 屋根は、黒・灰色または茶系統を基準とする。 ○屋外広告物 <ul style="list-style-type: none"> 高さ3mを超えるもの、一辺が1.2mを超えるもの、表示面積が1㎡を超えるもの、刺激的な色彩装飾のものは、自己看板を除き設置、架設してはならない。 ○緑化 <ul style="list-style-type: none"> 緑化に努めること ○清掃美化 <ul style="list-style-type: none"> 互いに清掃美化に努めること ○施設整備 <ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置の自粛 小公園等の施設整備ができる 		

名称：下諏訪宿湯田町まちづくり協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成 19 年 7 月 12 日	平成 19 年 7 月 12 日	平成 19 年 9 月 26 日
概 要		
<p>まちづくり憲章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「和」を基調とした中山道の坂の風情があるまちづくり 2 安全にゆっくり散歩・入浴のできるまちづくり 3 緑あふれる環境に優しいまちづくり 4 老いも若きも皆が楽しめるまちづくり 5 親しみと対話のあるまちづくり <p>○建築物等の整備に関する事項</p> <p>建築物の外観意匠は下諏訪宿周辺の歴史的町屋建築様式を基本とする。 建築物の外観の色調は、木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。 敷地の周囲には植栽を行い緑化に努める。 屋外広告物を設置しようとする場合は下諏訪宿周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。 駐車場などの空き地には、周辺景観に調和する柵、塀、生け垣による目隠しをし、緑化に配慮する。 協定者は建造物の改修新築にあたっては事前に委員会へ相談する。</p> <p>○建物等の維持管理に関する事項</p> <p>○地区施設の維持管理に関する事項</p>		



湯田町の街なみ

名称：下諏訪宿横町木の下まちづくり協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成19年7月12日	平成19年7月12日	平成19年9月26日
概 要		
<p>○建築物等の整備に関する事項</p> <p>建築物の外観意匠は下諏訪宿周辺の歴史的町屋建築様式を基本とする。 建築物の外観の色調は、木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。 敷地の周囲には植栽を行い緑化に努める。 屋外広告物を設置しようとする場合は下諏訪宿周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。 駐車場などの空き地には、周辺景観に調和する柵、塀、生け垣による目隠しをし、緑化に配慮する。 協定者は建造物の改修新築にあたっては事前に委員会へ相談する。</p> <p>○建物等の維持管理に関する事項</p> <p>○地区施設の維持管理に関する事項</p>		



横町木の下街なみ



立町の街なみ

名称：下諏訪宿立町まちづくり協定		
協定日または適用日	下諏訪町長承認日	長野県知事認定日
平成19年11月1日	平成19年11月14日	平成20年1月15日
概要		
<p>○建築物等の整備に関する事項</p> <p>建築物の外観意匠は下諏訪宿周辺の歴史的建築様式を基本とする。 建築物の外観の色調は、木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。 敷地の周囲には植栽を行い緑化に努める。 屋外広告物を設置しようとする場合は下諏訪宿周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。 駐車場などの空き地には、周辺景観に調和する柵、塀、生け垣による目隠しをし、緑化に配慮する。 協定者は建造物の改修新築にあたっては事前に委員会へ相談する。</p> <p>○建物等の維持管理に関する事項</p> <p>○地区施設の維持管理に関する事項</p>		

第3節 下諏訪町全体に期待される効果

下諏訪町は諏訪大社下社、中山道甲州道中下諏訪宿及び下諏訪温泉という3つの歴史的な成り立ちを有し、これらに関連する歴史的な建造物や伝統文化が所々に残された町です。また、この町に暮らす私たちは、千二百年も長きにわたって諏訪大社御柱祭の伝統を受け継ぎその熱気と気概はあたかも遺伝子に引き継がれたかのように継承されてきました。私たちの町は、お祭りに対する情熱と、町の歴史的な趣を大切に思う心とを同時に持つ人が多く暮らす町です。

本計画で設定する重点区域はお祭りの熱気と、歴史的な風情が特に重複するエリアです。

この区域は、三角八丁のイベントや歴史に触れるまちあるきの企画、NPO やまちづくり協議会によるまちづくり活動などの住民主体の活動の場となっており、歴史的風致の維持向上のための施策を効率的に実施することにより、重点区域を中心に中山道及び甲州道中を伝播して歴史的な建造物や風情を視点としたまちづくりが広まっていくと考えます。

歴史的な建造物や風情を視点としたまちづくりが広まることにより、文化財に対する意識が高揚され、文化財を大切にし、文化財を活用するという具体的な活動が促進されることも同時に期待されます。

既に、三角八丁地区においては、景観まちづくりを主題とした新たなまちづくり協議会の設立が進められおり、高木富部地区においては、住民主体の歴史まちづくり活動が具体化しつつあります。

また、下諏訪町景観計画は下諏訪町全体の景観形成に資するものであり、歴史的風致の維持向上と、良好な景観形成、及び文化財の保存活用の相乗効果で地域のゆとりとうるおいのある住環境の保存につながるものと考えます。

さらに、住民と協働の施策の展開により、若い世代や観光旅行者等の下諏訪町の歴史文化とそれらが醸し出す風情を的確かつ広範に伝えることにより、伝統文化の円滑な伝承と、人々の交流促進による地域の活性化が期待できます。

